

## 利用上の注意

1 本書は、東京都総務局統計部より刊行された「東京の工業」（平成20年工業統計調査報告）等から抜粋加工したものである。経済産業大臣官房調査統計部から公表される数値とは多少の相違を生じることがある。

### 2 調査の概要

#### (1) 調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

#### (2) 調査の根拠

統計法（昭和22年3月26日法律第18号）及び工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって施行される調査（指定統計第10号）。

#### (3) 調査の期日

平成20年12月31日

#### (4) 調査の対象

日本標準産業分類（最終改定平成19年総務省告示第618号）による「大分類E－製造業に属する事業所」のうち、製造・加工又は修理を行なっている事業所を対象とする。ただし、国の事業に属する事業所を除く。工業統計調査は、西暦末尾0、3、5、8年については全事業所、それ以外の年には、従業者4人以上の事業所を対象として調査を実施している。平成20年（2008年）工業統計調査は、全数調査を実施した。

#### (5) 調査項目

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 本社又は本店の名称及び所在地
- 3 他事業所の有無
- 4 経営組織
- 5 資本金額又は出資金額
- 6 従業者数
- 7 常用労働者毎月末現在数の合計
- 8 現金給与総額
- 9 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入れ額
- 10 有形固定資産
- 11 リース契約による契約額及び支払額
- 12 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
- 13 製造品の出荷額、在庫額等
- 14 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
- 15 内国消費税額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計額をいう。）
- 16 製造品出荷額に占める直接輸出額の割合
- 17 主要原材料名
- 18 作業工程
- 19 工業用地及び工業用水

### 3 集計について

(1) 工業統計調査における工場とは、製造・加工部門を有している事業所のことであり、工

場と同一の場所でない本社又は本店、倉庫等は含まれない。

- (2) 調査期日現在において、操業準備中、操業開始後未出荷、閉鎖及び休業中の工場は含まれない
- (3) 大田区内の町丁目別集計は、東京都が中間集計し、大田区が結果公表する。
- (4) 統計表中の符号の説明は次のとおりである。
- 「0」 「0.0」 ……零、又は表章単位未満 (0.5又は0.05未満)
  - 「—」 ……………皆無又は該当数字なし
  - 「…」 ……………不詳 (未調査又は数値が得られないもの)
  - 「X」 ……………秘匿数字 (該当工場数1又は2に関する数値である場合、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した。また、該当工場数3以上に関する数値であっても、他との関連により個々の数値が判明する場合も同じ)
- 「イタリック体」…秘匿数字を合算したもの
- (5) 表中の数値は単位未満を四捨五入した。また、秘匿の数値をX処理した。したがって、合計数値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (6) 主な用語の説明は次のとおりである。
- ア 製造品出荷額等＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋修理料収入額＋製造工程から出たくず廃物の出荷額＋その他の収入額
  - イ 原材料使用額等＝原材料使用額＋燃料使用額＋電力使用額＋委託生産費
  - ウ 粗付加価値額＝製造品出荷額等－内国消費税額－原材料使用額等
  - エ 従業者1人当たり粗付加価値額＝粗付加価値額÷従業者数
  - オ その他の収入額とは、冷蔵保管料、広告料、自家発電の余剰電力の販売収入額等である。
  - カ 内国消費税額は、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計である。
- (7) 統計表中「中分類18－プラスチック製品製造業 (別掲を除く)」の別掲は、<別表1>のとおり分類される。
- (8) 結果の概説及び統計表における産業名の略称については、<別表2>のとおりである。
- (9) 日本標準産業分類の第11回改訂 (平成14年3月7日総務省告示第139号、平成14年10月1日適用) が実施された。この改定により、旧小分類「新聞業」「出版業」が大分類「製造業」から大分類「情報通信業」に移行したため、平成13年 (全事業所にあつては平成12年) 以前の数値からは、これを除いている。
- (10) 日本標準産業分類の第12回改訂 (平成19年11月6日総務省告示第618号、平成20年4月1日適用) が実施された。この改定に係る集計方法等については以下のとおりである。
- ① この改定により、産業中分類以下の分割、統合が多数行われた。詳細は<別表3>のとおりである。
  - ② この改定により、産業中分類別の従業員4人以上の事業所の前年からの増減は、製造品番号を組替え再格付けして算出している。
  - ③ 産業中分類別の前回全数調査 (平成17年) からの増減は、産業細分類番号を組替えて算出している。細分類を跨いで移行している製造品目があるため、一部の産業中分類は接続しない。

#### 4 本書についての問い合わせ先

産業経済部産業振興課工業振興担当

〒144-0035 大田区南蒲田一丁目20番20号

電話 03(3733)6183

〈別表1〉 プラスチック製品製造業に分類されない製造品

製造品名	細分類等
家具・装備品	13 他に分類されない家具・装備品製造業
プラスチック製版	1521 製版
写真フィルム（乾板を含む）	1695 写真感光材料
手袋	2051 皮製手袋（合成皮革製を含む）
耐火物	215 耐火物製造業
と石	2179 その他の研磨剤、同製品
模造真珠	2179 他に分類されない窯業・土石製品
目盛りのついた三角定規	2739 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具 理化学機械器具
注射筒	2741 医療用機械器具
義歯	2744 歯科材料
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）
かつら	3229 その他の装身具・装飾品
時計側	3231 時計・同部分品
楽器	324 楽器製造業
がん具・運動用具	325 がん具・運動用具製造業
ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業
漆器	3271 漆器
量	3282 量
うちわ、扇子・ちょうちん	3283 うちわ、扇子・ちょうちん
ほうき、ブラシ	3284 ほうき、ブラシ
喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285 喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）
洋傘、和傘、同部分品	3289 その他の生活雑貨製品
魔法瓶	3289 その他の生活雑貨製品
看板、標識機	3292 看板、標識機
魔法瓶	3272 量製造業
パレット	3293 パレット
モデル、模型	3294 モデル、模型
工業用模型	3295 工業用模型
レコード	3296 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）
眼鏡	3297 眼鏡（枠を含む）

〈別表2〉 産業分類略称一覧

産業分類番号	産業中分類名	略称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料等
11	繊維工業	繊維工業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材・木製品
13	家具・装備品製造業	家具・装備品
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙・紙加工品
15	印刷・同関連業	印刷・同関連業
16	化学工業	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック
19	ゴム製品製造業	ゴム製品
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革・同製品
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業	非鉄金属
24	金属製品製造業	金属製品
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産用機械
27	業務用機械器具製造業	業務用機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子・デバイス
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報通信機械
31	輸送用機械器具製造業	輸送用機械
32	その他の製造業	その他

※ 上記の産業中分類番号及び産業中分類名は、産業大分類の製造業に該当するもののみを表示している。

〈別表3〉

日本標準産業分類第12回改定(製造業)中分類項目新旧対応表

